

同時発表：経済産業省

平成31年3月29日  
港湾局 海洋・環境課

## 洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説を公表しました

### ～港湾における洋上風力発電施設検討委員会の審議結果～

経済産業省と国土交通省は、洋上風力発電の円滑な導入の促進に向け、電気事業法と港湾法の各法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減のため、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を平成28年9月に設置し、洋上風力発電設備に関する基準類の検討を進めています。

今般、検討委員会において、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説について審議を行いました。

我が国では港湾における洋上風力発電の計画が進んでおり、現在、石狩湾新港、むつ小川原港、秋田港、能代港、鹿島港、北九州港の港湾区域においてプロジェクトが進展しています。

経済産業省と国土交通省は、これら洋上風力発電プロジェクトの実施の円滑化を図るため、電気事業法と港湾法に基づく審査手続きの合理化や事業者の負担軽減に向け、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を平成28年9月に設置し、洋上風力発電設備に係る基準類の検討を進めてまいりました。

今般、港湾における洋上風力発電施設検討委員会において、洋上風力発電設備の維持管理に関する審議をいたしました。この結果を受け、同委員会では、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説を本日公表いたしました。

洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説では、

- ・適用範囲、用語の定義、関連法規・関連規格
- ・電気事業法及び港湾法に基づく維持管理の考え方
- ・定期的な点検診断の方法、点検周期、維持管理体制などについて、解説しています。

昨年度とりまとめた①洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説、②港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針に引き続き、本年度、③洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説をとりまとめたことにより、「再生可能エネルギー導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン（平成29年4月11日 再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議）」において、「港湾における洋上風力発電の導入促進」の取り組みとして定められた基準類の策定について、全て完了したこととなります。

なお、洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説につきましては、[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr6\\_000036.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000036.html) からご参照いただけます。

**【問い合わせ先】**

港湾局 海洋・環境課 酒井、福井

TEL(代表) 03-5253-8111 (内線46658、46659)

TEL(直通) 03-5253-8674 FAX 03-5253-1653